

令和8年 第2回定例教育委員会

令和8年2月27日（金）
午前9時00分から
役場204会議室

- 1 開会の宣言 教育長
- 2 挨拶
- 3 概要報告
- 4 事務局報告
 - (1) 教育総務関係 P 1
令和8年度教育予算（案）の概要【別添資料1】
 - (2) 学校教育関係
 - ア 3月の行事予定について P 2
 - イ 3月の事業予定について
 - (3) 生涯学習関係
 - ア 3月の事業予定について P 4
- 5 審議事項
 - 議案第2号 令和8年度当初宮代町小中学校教職員人事異動の承認について P 5
 - 議案第3号 宮代町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について【別添資料2】 P 6
 - 議案第4号 宮代町立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について P 7
- 6 協議事項
 - (1) 令和8年度教育行政における重点施策について【別添資料3】 P10
- 7 その他
- 8 次回教育委員会について
- 9 閉会宣言 教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

令和8年度教育予算(案)の概要について
【別添資料1を参照】

(2) 学校教育関係

ア 3月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前
 小学校4校：小 中学校3校：中

日付	小学校	中学校
1日(日)		
2日(月)	通学班編成・一斉下校(須)	
3日(火)	感謝の会(百) 通学班編成・一斉下校(笠)	県公立入試追検査(中)
4日(水)	6年生を送る会(笠)	性に関する講演会(3年)(百)
5日(木)		3年生を送る会(須・前)
6日(金)	6年生を送る会(須・東) PTA総務会(百)	公立高校入学許可候補者発表(中)
7日(土)		
8日(日)		
9日(月)		3年生を送る会(百)
10日(火)	6年出前授業(須)	6年出前授業(須) 3年生が語る会(百) 3年生に学ぶ会(前)
11日(水)		中3給食終了日(中) 卒業式予行(中) 3年生の話を聞く会(須)
12日(木)	通学班編成・一斉下校(東)	
13日(金)		卒業証書授与式(中) 学校運営協議会(前)
14日(土)		
15日(日)		
16日(月)	卒業式予行(須) 小中連携出前授業(前中から)(百)	小中連携出前授業(前) 小中交流(学校紹介・出前授業)(前)
17日(火)	卒業式予行(百)	学校公開・保護者会(前)
18日(水)	給食終了日(小) 大掃除(須・百) 卒業式予行(東・笠)	給食終了日(中) 授業参観・保護者会(1・2年)(須)
19日(木)	ふれあいデー(小) 大掃除(東・笠)	ふれあいデー(須)
20日(金)	春分の日	春分の日

21日(土)		
22日(日)		
23日(月)	卒業お祝いの会・見送り会(須) 6年生ありがとうの会(笠)	ふれあいデー(百)
24日(火)	卒業証書授与式(小) 1～5年臨時休業日(小)	
25日(水)	小中連絡会(百・東・笠)	小中連絡会(百・前) 大掃除(中)
26日(木)	修了式(小) 小中連絡会(須)	修了式(中) 小中連絡会(須) ふれあいデー(前)
27日(金)	学年末休業日(小)	学年末休業日(中)
28日(土)		
29日(日)		
30日(月)		
31日(火)	辞令交付(小)	辞令交付(中)

イ 3月の事業予定について(教育委員会)

日付	内 容	場 所
4日(水)	日工大サイエンスプロジェクト (午前 須賀中・前原中2年)	日本工業大学
4日(水)	いじめ不登校対策連絡会議	進修館大ホール
5日(木)	日工大サイエンスプロジェクト(午前 百間中2年)	日本工業大学
5日(木)	小中一貫教育推進委員会	役場202会議室
13日(金)	臨時校長会(一般教職員内示について)	役場204会議室
24日(火)	臨時校長会(管理職内示について)	役場204会議室
27日(金)	臨時校長会(辞令交付について)	役場204会議室
31日(火)	永年勤続退職者教育関係職員感謝状の手交	各学校

(3) 生涯学習関係

ア 3月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
3月8日（日）	第44回「彩の国21世紀郷土かるた県大会」 ■1月24日（土）に開催した宮代大会の個人戦及び団体戦の各優勝者が県大会へ出場します。	リプロ武道館 （埼玉県立武道館（上尾市））
3月8日（日） 14:00～16:00	あそびと運動 ■子供たちがさまざまなスポーツ種目を体験することで、スポーツの楽しさと基本を知るとともに、一人ひとりが自分にあったスポーツや興味の持てるスポーツに出会うことを目的としたスポーツ体験イベントです。 ●内容 バドミントン ●対象 小学生20人 ●参加費 100円	ぐるる宮代 サブアリーナ
3月14日（土） 14:00～16:00	大人のスポーツフィールド ■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に、月に一度、汗を流す運動の場です。 ●内容 さいかつぼーる、ミニテニス ●対象 町内在住・在勤・在学の小学4年生以上 ●定員 20人 ●参加費 100円	ぐるる宮代 サブアリーナ
3月7日（土）～ 7月5日（日）	企画展「祈りとおふだ～宮代に伝わる信仰とかたち～」 ■宮代町史資料「祈りの札」に掲載されているおふだの一部を展示するとともに、おふだに関する宮代町の民俗行事や真蔵院のおふだの版木等を紹介します。	郷土資料館
3月20日（金・祝） 13:30～15:30	令和7年度 歴史講座「西光院の歴史と文化財」 ■西光院の文化財案内板リニューアルを記念して西光院の歴史や文化財が詳しく分かる講座を開催します。 ●講師 宮代町文化財保護委員長 新井浩文氏（埼玉県立文書館学芸主幹） ●定員 30人 ●参加費 200円	郷土資料館

議案第2号

令和8年度当初宮代町小中学校教職員人事異動の承認について

別紙のとおり令和8年度当初宮代町小中学校教職員人事異動の承認につき議決を
求める。

令和8年2月27日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

令和8年度宮代町小中学校教職員人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により、別紙のとおり提出するものである。

議案第3号

宮代町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）
について

別紙のとおり宮代町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）につき議決を求める。

令和8年2月27日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定・公表を義務付けられたことから、この案を提出するものである。

議案第4号

宮代町立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

宮代町立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和8年2月27日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

学校体育館の空調設備の設置に伴い、空調設備の利用に際する実費弁償金を設定するため、宮代町立学校体育施設の開放に関する規則を改正したいので、この案を提出するものである。

宮代町立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

宮代町教育委員会
教育長

宮代町教育委員会規則第1号

宮代町立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

宮代町立学校体育施設の開放に関する規則（平成18年宮代町教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条に次のただし書きを加える。

ただし、第4号に該当する場合の体育館空調設備の実費弁償金については、免除の対象外とする。

第14条第3号中「受けている者」の次に「(以下「障害者」という。)」を加え、同号に次のただし書きを加える。

ただし、参加者（介護者等を除く。）の全てが障害者に該当する場合に限る。

別表中「

体育館	全面	300円
	半面	150円
	卓球室	50円

」を「

体育館	全面	300円
	半面	150円
	卓球室	50円
体育館空調設備	全面	1,000円

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

宮代町立学校体育施設の開放に関する規則 新旧対照表
(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行																																			
<p>(実費弁償)</p> <p>第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、実費弁償金を免除することができる。<u>ただし、第4号に該当する場合の体育館空調設備の実費弁償金については、免除の対象外とする。</u></p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者<u>(以下「障害者」という。)</u>が使用するとき。<u>ただし、参加者(介護者等を除く。)</u>の<u>全てが障害者に該当する場合に限る。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>別表(第13条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設の名称</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 50%;">実費弁償の額(1時間あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">体育館</td> <td>全面</td> <td style="text-align: center;"><u>300円</u></td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td style="text-align: center;"><u>150円</u></td> </tr> <tr> <td>卓球室</td> <td style="text-align: center;"><u>50円</u></td> </tr> <tr> <td>体育館空調設備</td> <td>全面</td> <td style="text-align: center;"><u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td>笠原小学校集会室</td> <td>全面</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>前原中学校夜間照明設備</td> <td>全面</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	区分	実費弁償の額(1時間あたり)	体育館	全面	<u>300円</u>	半面	<u>150円</u>	卓球室	<u>50円</u>	体育館空調設備	全面	<u>1,000円</u>	笠原小学校集会室	全面	(略)	前原中学校夜間照明設備	全面	(略)	<p>(実費弁償)</p> <p>第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、実費弁償金を免除することができる。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 _____ が使用するとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>別表(第13条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設の名称</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 50%;">実費弁償の額(1時間あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">体育館</td> <td>全面</td> <td style="text-align: center;"><u>300円</u></td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td style="text-align: center;"><u>150円</u></td> </tr> <tr> <td>卓球室</td> <td style="text-align: center;"><u>50円</u></td> </tr> <tr> <td>笠原小学校集会室</td> <td>全面</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>前原中学校夜間照明設備</td> <td>全面</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	区分	実費弁償の額(1時間あたり)	体育館	全面	<u>300円</u>	半面	<u>150円</u>	卓球室	<u>50円</u>	笠原小学校集会室	全面	(略)	前原中学校夜間照明設備	全面	(略)
施設の名称	区分	実費弁償の額(1時間あたり)																																		
体育館	全面	<u>300円</u>																																		
	半面	<u>150円</u>																																		
	卓球室	<u>50円</u>																																		
体育館空調設備	全面	<u>1,000円</u>																																		
笠原小学校集会室	全面	(略)																																		
前原中学校夜間照明設備	全面	(略)																																		
施設の名称	区分	実費弁償の額(1時間あたり)																																		
体育館	全面	<u>300円</u>																																		
	半面	<u>150円</u>																																		
	卓球室	<u>50円</u>																																		
笠原小学校集会室	全面	(略)																																		
前原中学校夜間照明設備	全面	(略)																																		

6 協議事項

令和8年度教育行政における重点施策について

【別添資料3を参照】